

飼料用米の農産物検査規格の 設定について

平成 26 年 3 月

農林水産省

1 生産・流通状況

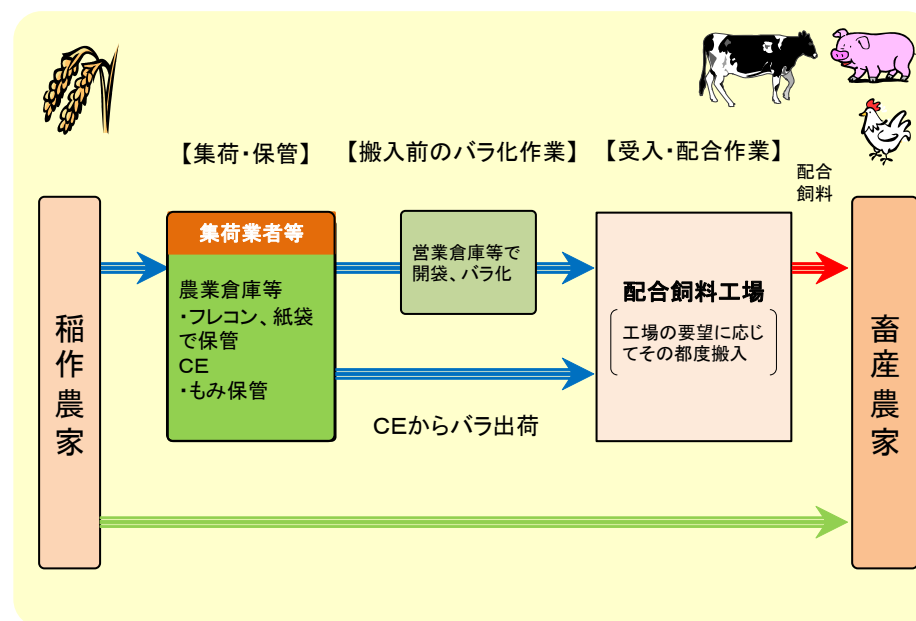
- (1) 飼料用米の生産実績は24年産で約18万トン、25年産で11万5千トン（平成25年10月15日現在の速報値）となっている。
- (2) 流通形態としては、集荷業者等を通じて飼料工場で配合飼料に加工されるものと、稲作農家から畜産農家へ直接供給されるものとが、概ね半分程度となっている。

○飼料用米の取組状況（過去3年間）

	平成23年産		平成24年産		平成25年産	
	数量 (トン)	面積 (ha)	数量 (トン)	面積 (ha)	数量 (トン)	面積 (ha)
全国	183,033	33,955	183,431	34,525	115,350	21,802

注：農林水産省調べ。25年産は25年10月15日現在の速報値。

○飼料用米の流通



2 飼料用米専用品種の特徴

- (1) 飼料用米は、食用品種のほかに、飼料用米専用品種も栽培されている。(24年産で約3割)
- (2) 飼料用米専用品種は、①収量性、②飼料適性、③栽培特性、④病害抵抗性の4つの特性を重点に開発され、食用品種と比べて、大粒で、乳白粒が著しく多いことから玄米段階での識別が容易なものが多い。

食用米(コシヒカリ)



飼料用米(べこごのみ)



飼料用米(モグモグあおば)



3 飼料用米の農産物検査規格設定の必要性

- (1) 今般の米政策の見直しにより、飼料用米に係る数量払いが導入されることになり、今後、飼料用米の生産量が増加し、飼料用米が広域かつ恒常的に取引されると見込まれる。
- (2) また、食用米としての流通を前提とした現行の検査規格を用いて飼料用米の検査を行うと、相当量が「規格外」に格付けされることが想定される。このため、現行の検査規格は飼料用米について、実需者等が求める品位区分を表現したものとなっていないと考えられる。
- (3) このことから、事業者が現物を確認することなく効率的な取引を行うことを可能とするために、飼料用米に係る農産物検査規格の設定の必要性が生じている。

4 飼料用米の検査規格に対する生産・流通の実態

- (1) 種類・銘柄
 - ・ 実需者の要望に応じて、「もみ」、「玄米」の別に使用されているが、使用に際して銘柄(産地・品種)は考慮されていない。
- (2) 包装・量目
 - ・ 食用米と同じ包装が使用されている状況。食用米に使用した紙袋を再利用している例も散見。
- (3) 品質の区分
 - ・ 実需者の基準は、飼料用に「使用できるか否か」であり、使用できるものについて更なる品質の区分はしていない。
- (4) 粒の大きさ
 - ・ 玄米は、「ふるい下」に相当する細粒も使用されている状況。
 - ・ もみは、一定の栄養成分を確保する必要があるものの、不稔もみは外観での判断は難しいとの意見。
- (5) 水分

- ・ 常温で保管されている実態から、玄米の水分 15.0 %以上では問題があるとの意見がある一方で、16.0 %でも問題なく使用されている例もある。
- ・ 飼料用と主食用の水分計測方法（135℃法と105℃法）の違いによる測定値の差（0.7%）を指摘する意見。

(6) 被害粒等の混入

- ・ 発芽粒、病害粒などは飼料の品質に影響を及ぼすとの意見がある一方で、虫害粒、胴割粒、奇形粒などは、飼料として使用する上で問題ないとの意見。

(7) 異種穀粒・異物の混入

- ・ 配合飼料工場を中心に、玄米にもみ、麦、そばなどの異種穀粒や茎などの異物の混入は問題との意見がある一方で、未調整（乾燥のみ）のものも問題なく受け入れている畜産農家もある状況。
- ・ 異臭や土砂等の異物等が含まれ、家畜の健康に影響があるものは受け入れられないとの意見。

5 飼料用米の検査規格設定の方向

生産・流通・利用の実態を反映させて、等級区分は「合格」、「規格外」とするとともに、水分の最高限度、飼料品質に影響のある「病害粒」等の被害粒の混入限度及びわら等の異物の混入限度を定める一方、粒の大きさ等の外観に係る規格は定めないものとする。